

御杖村産婦健康診査費助成事業実施要綱の一部を改正する告示

御杖村産婦健康診査費助成事業実施要綱(令和3年御杖村告示第75号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

御杖村産婦健康診査実施要綱

第3条を次のように改める。

助成の対象者は、産婦健康診査（以下「健診」という。）受診日に御杖村に住所を有する者。

第4条の見出しを「(健診の実施等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 健診は村が契約及び協定により医療機関及び助産所（以下「医療機関等」という。）に委託して行うものとする。ただし、奈良県内の医療機関等で受診することが困難な者（以下「県外受診者」という。）が、県外の医療機関等で健診を受診した場合は、村長は県外受診者の請求により、これに要した費用を支払うものとする。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第2項を次のように改め、同条を第8条とする。

- 2 村長は、助成金の支給決定を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が支給されているときは、助成金の返還を命ずることができる。

第6条第1項を次のように改め、同条を第7条とする。

村長は、前条第2項による申請があったときは、その内容を審査のうえ助成金の支給の適否を決定し、不支給の場合は御杖村産婦健康診査費助成不支給決定通知書（様式第4号）により、その旨を助成申請者に通知するものとする。

第5条の見出しを「(費用の請求)」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第1項を次のように改める。

県外受診者は、医療機関等で、健診費用を最後に支払った日以降に個別検診・個別健診費助成申請書兼請求書（以下「助成申請書」という。）（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、村長に助成の申請をしなければならない。

- (1) 健診料金が明記された領収書
- (2) 産婦健康診査結果票
- (3) 母子手帳の写し

第5条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第6条とする。

奈良県内の医療機関等が健診を行った場合、医療機関等は各月に行った健診に要した費用の請求は、産婦健康診査請求書（様式第2号）に受診券を添付し、各月分をとりまとめ翌月の10日までに村に送付するものとする。

第4条の次に次の1条を加える。

（受診券の交付）

第5条 村長は、妊娠届を受理したときは、産婦健康診査受診券（様式第1号。以下「受診券」という。）を交付するものとする。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条関係)

御杖村産婦健康診査費助成不支給決定通知書

[別紙参照]

様式第2号を様式第3号とする。

様式第1号中「(第5条関係)」を「(第6条関係)」に改め、同様式の様式を次のように改める。

個別検診・個別健康診査費助成申請書及び請求書

[別紙参照]

様式第1号を様式第3号とし、附則の次に様式として次の2様式を加える。

様式第1号(第5条関係)

産婦健康診査受診券

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

産婦健康診査費請求書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。